令和2年度第2回鹿児島県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 開催日時

令和3年2月9日(火)午後1時00分~午後2時30分

2 場所

鹿児島県赤十字会館2階 クロススペースかもいけ I

3 出席者

- 委員 19名中17名 (代理含む)
- 事務局 障害福祉課長,障害者支援室長,精神保健福祉対策監,障害福祉 課長補佐ほか

4 議事録

(1) 定足数の確認

本日の協議会の出席者については、園田委員、濵田委員を除く17名が 出席し、定数19名の半数以上が出席。

(2) 協議事項

次期障害福祉計画(素案)について

【事務局】

(資料「計画素案」を説明)

【委員】

九州各県の実績を出してあるため、鹿児島県の現状等がよく分かってありがたい。

成果目標で、地域移行者数は九州どの県も国の目標数値を達成できていないので、そもそもの国の目標設定がどうかということになる。それぞれの都道府県の実態にあった目標値にした方がいい。

サービス事業所は、現場感覚と一致していた。障害児通所支援事業者が量的に充実していたことがわかった。児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等は、いずれも九州各県の平均を上回っている。例えば、他の県に転居して、鹿児島県の時ほどサービスを受けられなくなったという保護者の声も複数聞いているので、本県は量的にも整備されている。

居住系のサービスは、九州各県と比べると高い。共同生活援助は、少ないことを考えると、これは、事業数を見ている数字であって、以前は、ホームごとの事業所指定であったが、現在は1つの事業所に関して複数のホームで指定があるので、1つの事業所で1つのホームの事業所もあれば、いくつもホームを持っている事業所もあるので、必ずしも実態を反映しているのか疑問に感じる。従って、客観的に比較をするのであれば、ホーム数もしくは定員で比較をすると正確な比較になると思う。

実態が分かってきたので、次の7期計画では、これまでの数値目標設定の やり方に加えて本県の実情に応じて、少ないところや整備を進めた方がいい ところ等を勘案して目標設定をしてほしい。

【事務局】

今回,調べて,鹿児島県の位置が分かったので,今後こういった数字を参 考にしながら取り組んでいきたい。

国の目標の設定については、各県の実績を踏まえながら設定しているので、47都道府県の平均のような設定にはなっていると思うが、この参考資料1の結果をみると、目標を達成してないところがほとんどであるので、少し厳しい目標であるという気はしている。このことについては、機会があれば国の方にも話していきたいと思っている。

グループホームについては、事業所数で、九州各県と比較しているが、意見があったので、利用者数等で比較できるのであれば、今後していきたいと思う。グループホームについては、地域移行を進める上での、鍵だと思っている。佐賀県が非常に事業所が多く、他県や国の指針よりも高い目標設定をしている。本県においても施設整備については、補助等もしており、地域移行といった観点についての取組を優先的に行っているところである。今後も地域移行が進むように進めていきたい。

【委員】

医療的ケア児コーディネーターの育成について、周知や活用を図ると書かれているが、活用をどのようにとらえているのか。兼務をしているコーディネーターもいて、処遇の実態が分からないので、コーディネーターの実態の 把握と処遇改善を盛り込めたらと思うがどうか。

【事務局】

医療的ケア児コーディネーターについては、昨年7月1日時点の実態調査の中で、存在が知られていないということや活用が図られていないのではな

いかという結果が出ている。医療的ケア児については、保健医療・福祉・教育等、支援が他分野にまたがるものなので、他分野にまたがる支援を総合的に調整する役割を期待している。平成30年度から令和2年度にかけて89名を養成している。この養成したコーディネーターを地域で有効に活用できるようにしていきたいと考えている。予算が発表になっていないので、具体的なことはいえないが、活用を図る対策はとることにしている。

【委員】

コーディネーターがどこにどの程度いるのかをしっかり把握して、今後の 予算を組んで欲しい。

【委員】

参考資料 2 , 居住系のグループホームで佐賀県の事業所数が突出しているが、佐賀県の取り組みを把握しているのか。

【事務局】

佐賀県の事業所数は、平均の3倍程度であった。具体的に把握していないが、今後、調べておきたいと思っている。

【委員】

地域移行が進んでいない背景として、本人の意思決定支援、そこに関わる地域の県民の理解促進が鍵であると思っている。

障害のある本人がどういう暮らしをしたいのか、その暮らしを実現できる環境にあるのかについて、まずは意思決定支援というとことでガイドラインを作成するということを挙げてあるが、サービス管理責任者研修カリキュラム以上に、具体的な現場で何か意思決定支援の方策があれば教えて欲しい。

権利擁護で、知的障害の場合は、親亡き後の不安、家族の高齢化、本人の 重度高齢化等、喫緊の課題があるが、地域移行に関する不安をどれだけ払拭 できるかというような、家族や本人に対するフォローができるか。

【事務局】

意思決定については、障害者本人の意思決定を尊重することが大事なので、 自分でできる人については自分でできるように、それができないということ であれば、社会福祉協議会の制度もある。全くできなければ、法的に成年後 見制度等でやっていくと考えている。

計画には、この形でしか盛り込んでいないが、計画の理念の一番最初に、 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援とあり、非常に大事なことだと

考えている。

【委員】

訪問介護の現場で介護保険と障害福祉サービスの両方の支援に入る。介護保険の研修はあるが、障害福祉の研修をホームヘルパーがなかなか受けられない。精神障害者と関わるのは難しいが、研修がないので、現場で働く介護職員が受けられる障害福祉サービスの研修をしてほしい。

【事務局】

介護保険関係のホームヘルプ事業が以前あったが、その時は精神障害者にも対応できるホームヘルパー養成を3年くらいした経緯がある。3障害一緒になってサービスを提供するという障害者自立支援法になってからは、精神障害者のみに対応をしたものはない。

【委員】

精神科医を呼んでする研修等があれば、いろんな事業所の人が受けられるので、県で障害福祉サービスの研修をして欲しい。

【事務局】

地域の相談支援専門員,サービス管理責任者を中心に研修をしているが, 今後できるか、考えていきたい。

【委員】

サービス管理責任者と訪問介護事業所は別なので、訪問介護事業所に、研修の案内はない。施設やサービス管理責任者がいるところには、案内があるが、介護事業所にはあまり情報がこない。

全体の 1 / 3 は、障害福祉サービスを訪問介護としてしているが、難しいのは精神障害である。研修がある場合は、訪問介護事業所にも、案内を発信して欲しいと思っている。

【事務局】

今の御意見を受けて調べ、その上で検討したいと思う。

【委員】

要望である。

【委員】

ヘルパーの養成研修はないと思っているので、ぜひ検討していただきたい。 ピアサポートやジョブコーチの研修をしていただきたい。

【事務局】

ピアサポーター研修については、平成29年度から令和元年度にかけて、ピアサポーターを県本土で107名養成した。養成した方を活用した事業展開も、実施していくところである。

また,新しく養成することについては,2月5日に国の方から,3年度における診療報酬改定の概要が示されたので,その辺りも含めて,考えていきたいと思っている。

養成したサポーターを活用して、精神障害者の方の理解を深めていくこと も考えている。

【委員】

研修はしていないし、医師会にもそういう要望は来ていない。皆様から要望があれば、是非貢献したいと思う。

ピアサポーターも事業として進んでいるが、後方支援を受けたい人がいるが、交通手段がないなどネックになっている。ピアサポーターの方が希望されたら、県で交通費を出すなどしていただければと思う。

精神科の看護師も研修会が少なくて、独自でスタッフ研修会を行っている。

【事務局】

今後のスケジュールについて、この後、2月中旬から3月中旬にかけてー ヶ月程度、パブリックコメントを実施し、県議会の説明を経た上で、3月末 までに計画を決定したいと考えている。

本日の意見とパブリックコメントの意見をあわせて、検討した上で、計画 に反映できればと考えている。